

平成29年第4回

臨時会会議録

会 期

平成29年7月28日（金）

会議日時

平成29年7月28日（金）

東串良町議会

平成29年第4回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 平成29年7月28日 午前10時15分
閉 会 平成29年7月28日 午前10時36分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

5番 泊 重巳	6番 前田 隆
8番 原田 猛	

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順
副町長	畠中 勇一郎
総務課長	江口 勝志
企画課長	中島 孝一
総務課長補佐	瀬戸山 雅樹

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	大園 保広	書記	橋口 正博
------	-------	----	-------

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第29号 東串良町防災センター新築工事請負契約について

日程第 4 議案第30号 財産の取得について

日程第 5 議案第31号 反訴の提起について

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第29号 東串良町防災センター新築工事請負契約について

日程第 4 議案第30号 財産の取得について

日程第 5 議案第31号 反訴の提起について

会 議 の 経 過

開 会 午前10時15分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成29年第4回東串良町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 泊 重巳君及び6番  
前田 隆君を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第29号 東串良町防災センター新築工事請負契約について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第29号 東串良町防災センター新築工事請負契約についてを議題  
とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

おはようございます。

議案第29号 東串良町防災センター新築工事請負契約について、御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した東串良町防災センター新築工事請負契約の件でございます。請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により予定価格は5,000万円以上の請負契約であるため、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

先ほど総務課長から説明を受けた中で、これ以外に他の工事も計画されているようなのですが、予算化されているのか、そこら辺のところをちょっと伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

総務課長を通じて説明させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

予算に計上されている部分につきましては、まだほかにもあるわけでございますが、先ほど全協で話をさせていただきましたとおり、本体工事の今議決をもらう部分と、あと給排水工事、それと駐車場整備というところで防災センター建設一帯のところの工事は計画いたしております。

それと予算計上しておりますところが洲崎の避難階段と戸柱神社の避難階段、いわゆる階段整備というところで計画をいたしているところでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第29号 東串良町防災センター新築工事請負契約についてを採決します。  
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第30号 財産の取得について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第30号 財産の取得についてを議題とします。
地方自治法第117条の規定により、前田 隆君の議場からの退場を求めます。

(前田 隆議員 退場)

議 長 (田之畑)

前田 隆君の除斥により会議録署名議員の欠員が生じました。会議規則第127条の規定により、8番 原田 猛君を指名します。
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 (宮 原)

議案第30号 財産の取得について、御説明申し上げます。

会 議 の 経 過

にぎやかタウン雪山地区地盤沈下問題における合意の履行及び町営住宅等の貸付用財産として、所在は肝属郡東串良町池之原字長ヶ出口2470番地19、木造かわらぶき平家建の建物を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

今までに今回の取得も含めて、何件でその取得金額は幾らなのか。またですね、取得したその後の改修費用は幾らかかるのか。いつまでにその改修は終わるのか。またですね、その取得した物件は何に使うのか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

企画課長を通じて説明させます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

家屋を取得する全体の額につきましては、今回はお示ししたとおりでございます。総額は今持ってきておりませんが、前回3件議決をいただいております。その中に契約書のほうも含まれておりましたので、その金額に、今回の金額をプラスしていただければ、買い取りの分の合計額は出てまいりますので、そこで御確認をいただきたいと思います。

それから今までにかかった経費でございますが、調査費につきましては1,458万183円、それから工事、修繕等にかかった経費が1,009万7,900円ということで、トータル2,467万8,083円というような状況になっております。今後取得をした建物につきましては、前回の3件につきましては、一応10カ月ということで、条例規則に基づきまして、無償で貸付をする予定でございます。その後は、また住民の方々とも協議をしまして、出ていかれるのか、引き続き借りられるのであれば有償での貸付というふうに考えております。今回の議案につきましても、一応本

会 議 の 経 過

人の意向もすぐ出るということではできませんので、前回の3名の方と同じような条件で10カ月は無償で貸し付ける方針でございます。その後は有償で貸付ということを考えております。出られた後につきましては、総務課とも協議をしまして町営住宅等いろいろと、また条例整備のほうも必要になってくると思いますが、そこはまた協議をして有償で他の方への貸付とか、町外からの人口増を図るための町外から入ってこられる方を期待して、貸付とかいろいろなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

その今ですね、取得をしたその後の費用はかからないんですか。今までにも色々修理をしてですよ費用がかかっていますよね。取得をした後にですね、今の取得した物件は改修する必要はないんですか。土地もそのまま使用するんですか、そこを言いたいんですよ。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

今、取得を実際3件はさせていただいているところでございますが、半年に1回、地盤の定点測量という調査もいたしております。そういったことで、危険な状態があれば、補修といいますか、当然町の財産ですから、そこは補修をしようというふうに考えておりますが、以前地盤調査で結果も出されております。軟弱地盤があったりとか、中に異物があったりとかいうこともございます。そのこの今度は町の財産としてなった以上は、今度またほかの手法で経費もかからない状態でやれる方法はないのかというのをまた再度協議をしていきたいと思っております。危険な状態であれば、即対応するという事も考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

会 議 の 経 過

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから議案第30号 財産の取得についてを採決します。
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本件はこのとおり可決されました。
前田 隆君の入場を求めます。

(前田 隆議員 入場)

議 長 (田之畑)

暫時休憩します。

休 憩 午前10時26分
— ◆ —
再 開 午前10時27分

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第31号 反訴の提起について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第31号 反訴の提起についてを議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 (宮 原)

議案第31号 反訴の提起について、御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

地方創生事業の一環として英会話教育支援事業及び通信制大学進学支援事業について、本町の代理人弁護士と宮崎氏の代理人弁護士との間で協議を行っていましたが、宮崎氏が本訴事件を提訴したことを受け、背景事情が同一であること、本訴事件において、本町の主張を裁判所に理解していただくことにつき、好影響が期待できること、紛争の一回的解決に資することから、反訴を提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

まず、そもそもこの計画されていたものをやめるに至った経緯、そのことを伺いたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

企画課長を通じて説明させます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

この事業をやめるに至った経緯につきましては、昨年4月15日とそれから5名の議員の皆様方、そして5月2日に全員協議会で全議員の方々にも説明申し上げたところでございますが、大体この事業を平成28年度で続けるとなれば、年間で大体2,900万円の事業費が必要となっております。当初3カ月分の事業費が計上されておりまして、その残りの分は新型の交付金で狙っていくというような状況でございました。ところが国の方針としまして、採択になれば全額出るのではなくて、交付金が半額しか出ないということでもございました。そうなりますと、半分は町の一般財源を充てないといけないということでもございます。また、採択になる保障はないし、もし不採択となりますと事業がスタートしますと、全額を町で負担することになるわけでもございます。

また、新型交付金の要綱の中では、先駆性、いろいろ新しい事業、そういったもの

## 会 議 の 経 過

をつけ足して、いろいろと事業を展開していかないと採択は厳しい、非常にハードルの高い内容となっております。それが採択になれば5年間計画をつくって申請をするということになったんですけれども、なかなかハードルが高いと。そしてほかの事業につきましては、年数が3年になるというようなことで、内容がいろいろと変わってまいりました。そういったことで本町としましても財政的に非常に大きな負担が発生する可能性があるというふうに判断をいたしました。当初は、5年間、交付金で全てを対応できるというふうに理解しておりましたが、そういったことで国の方針も示された中でいろいろ財政的な負担が大きいということが出てきましたので、町としましてはやめるに至ったという結論を出したところでございます。

ちなみに鹿児島県の中では、43市町村のうち、13市町村しか平成28年度はやっていないということで、その数も公表されておまして、なかなか事業採択の難しさがあらわれているのではないかというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

この事業が計画されて、そして募集をされたわけですね。本町在住の人員は確か1名だったというような記憶がありますが、確かにそうであったのか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

当時の事業者から話を聞いてみましたら、1名の方が問い合わせはされたということでございまして、実際通信制のほうに入学されるというところまでは至っていなかったというようなことでございました。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

宮崎氏より損害金が3,300万円の請求をされているようでございますけれども、この金額の根拠とか、どのような内容で3,300万円請求されていらっしゃるのか、わかれば伺います。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

これにつきましては、ほぼ本人の人件費といいますか、報酬ですね、そういったものが大きく含まれてございます。当然、当時関東のほうにいらっしゃいましたので、仕事も持っていらっしゃるということで、それでこの事業にも取り組むということで、当然家も借りなければいけないと、そういったものが含まれていたりとか、当然本人の報酬部分、そういったものが大部分を占めるような状況となっておりました。以前の先行型とか、そういうものは機材の整備に充てたということで、今回の分は本人の人件費、それからいろいろと事業を進めるに当たって住む場所とか、それから英語を行うに当たっては、その講師の先生とか、海外にいる方々の人件費とか、そういったものも関係していたということで、今回の分につきましては、本人の報酬的な部分が大きなウエイトを占めているような状況でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。  
6 番 前田 隆君。

6 番（前 田）

この4番目に宮崎氏は、本町に対し、補助金事業の終了後も事業報告書等提出せず収支状況を明らかにしなかったとありますけれども、これは何かの理由があって提出しないと思うんですけれども、その理由はわからないんですか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

理由につきましては、こちらが一方的に事業を中止をしたと、それに納得いかないということが本人の主張でございます。しかしながら、本人も当然に補助金交付規則に基づいて、前回の先行型の事業も行われているわけですから、そのときにも実績報告はされております。その必要性というのは、十分わかっていらっしゃるはずなんですけれども、こちらのほうも再三請求をし、それからこちらの代理人弁護士からも向こうの代理人弁護士に対して書類を提出するように再三求めてきましたが、事業を途中で打ち切ったというのは納得がいかないと、それを理由にされております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第31号 反訴の提起についてを採決します。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時36分